

名古屋港港湾計画書

— 軽易な変更—

令和3年2月

名古屋港港湾管理者
名古屋港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成27年10月 名古屋港審議会
- ・平成27年12月 交通政策審議会第61回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・令和2年1月 名古屋港審議会

の議を経た名古屋港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 専用埠頭計画	2
2 港湾環境整備施設計画	3
3 土地造成及び土地利用計画	3

変更理由

- 1 立地企業の要請に対応するため、内港地区において、専用埠頭計画を変更する。
- 2 産業立地の需要に対応するため、南部地区において、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 専用埠頭計画

立地企業の要請に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

内港地区

(昭和ふ頭)

水深 5.5 m ドルフィン 1 バース [新規計画] E 9

以下の施設を廃止する。

既設

(昭和ふ頭)

水深 4 m ドルフィン 1 バース

(大江ふ頭)

水深 1.8 m 岸壁 1 バース 延長 40 m

2 港湾環境整備施設計画

産業立地の需要に対応するため、港湾環境整備施設計画を次のとおり計画する。

南部地区	
(新宝ふ頭)	
緑地	5.4ha [既設の変更計画]
〔	既設
	(新宝ふ頭)
	緑地 15.3ha
〕	

3 土地造成及び土地利用計画

産業立地の需要に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連地	工業用地	交通機能	施設危険物用地扱	緑地	海面処分	合計
南部地区	(12) 12	(119) 119	(1675) 1675	(20) 47	(77) 77	(102) 102	(198) 198	(2203) 2230

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

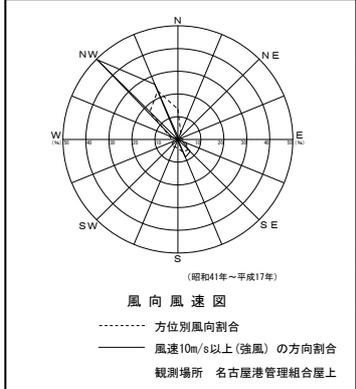
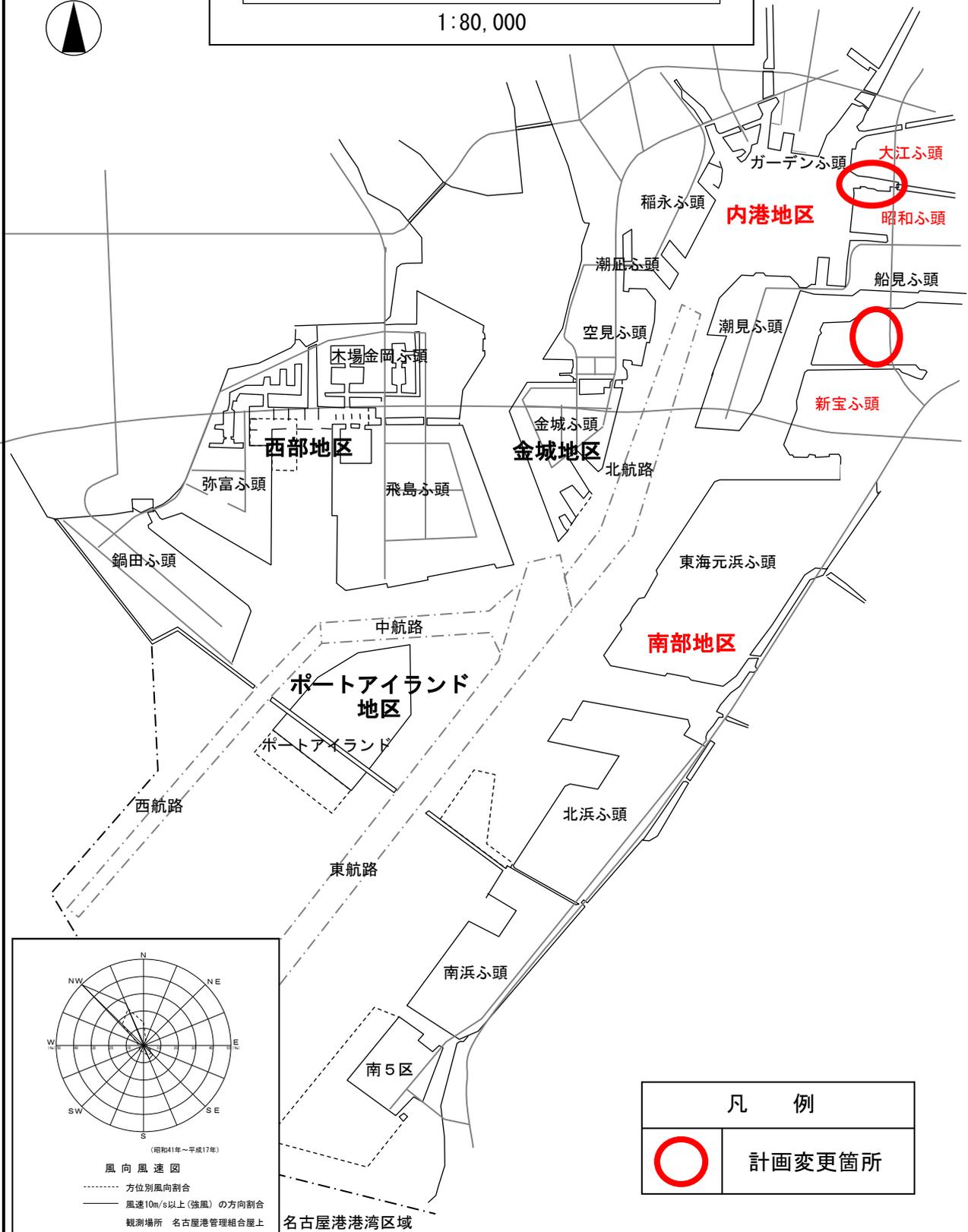
注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



名古屋港港湾計画位置図

1:80,000



凡 例	
	計画変更箇所

名古屋港港湾計画図（内港地区）

1:10,000



凡 例			
	(今回計画)		専 用 岸 壁 (撤 去)
	専 用 ド ル フ ィ ン (既 設)		緑 地 (既定計画)
	(撤 去)		
	航 路 ・ 泊 地 (既 設)		そ の 他 緑 地 (既定計画)
	公 共 岸 壁 (既 設)		交 通 機 能 用 地 (既 設) (そ の 他 道 路)
	公 共 物 揚 場 (既 設)		そ の 他 の 用 地 (既 設)
	埠 頭 用 地 (既 設)		海 岸 保 全 区 域 (参 考)

